

令和7年度九州農政局男女共同参画推進本部活動計画

九州農政局男女共同参画推進本部

令和7年度活動計画	主務課
I 第5次男女共同参画基本計画成果目標の達成に向けた取組	
1 農林水産業における女性の政策・方針決定過程への参画の推進 管内における農業委員会、農業協同組合、土地改良区の役員等への女性の登用を促進するため、機会を捉えて働きかけを実施する。 ・女性委員が全く登用されていない農業委員会に対しては、改選までのスケジュールに応じた取組を行う。 ・県、市町村、農業協同組合が定めた具体的取組についてフォローアップし、関係部署と情報共有を行う。 ・土地改良区については、女性理事の登用等を促すと共により積極的な意見交換を実施し、課題の把握及び情報収集を行う。また、関係者の女性登用に対する理解の促進や意識改革を進め、土地改良区の女性職員のネットワーク化などにより、女性活躍に向けた環境づくりを促進する。	経営支援課 農地政策推進課 土地改良管理課 各県拠点
2 女性農業者の経営参画の推進 (1) 女性認定農業者の確保 認定農業者制度の共同申請の周知を図り、女性農業者の経営参画を推進する。 (2) 家族経営協定に関する実態調査の実施 「家族経営協定に関する実態調査」等を実施し、調査結果をホームページに掲載する。	経営支援課 担い手育成課
3 局内の外部委員で構成される委員会の委員等への女性登用の推進 局内に設置されている外部委員で構成される委員会（以下「外部委員会」という。）の委員等への女性の登用は、3割以上になるよう働きかけを行い、積極的な登用を図るとともに、年度末に九州農政局男女共同参画推進本部へ外部委員会の女性委員の登用状況を報告する。	経営支援課 外部委員会担当課
II 農山漁村における女性の活躍推進に向けた意識啓発及び働きやすい環境の整備	
1 男女共同参画推進セミナーの開催及び女性農業者のネットワークづくりの取組み 「雇用就農緊急対策のうち女性の労働環境改善・活躍強化事業」（令和6年度補正予算）を利用し、本省が公募で選定した事業実施主体と共に、女性農業者の意思決定過程への登用、経営への参画といった課題の解決や経営のスキルアップに資するセミナー、女性農業者を集めた意見交換会や交流会を開催する。 また、Facebook グループ「九州農業女子トークルーム」について、女性農業者及び九州農政局の投稿により有益な情報交換の場とし、女性農業者同士の交流や女性農業者の経営の発展につなげる。	農山漁村男女共同参画推進部会 経営支援課 各県拠点
2 優良事例の収集、ホームページや催事等における情報の発信 (1) 「九州のがんばる女性農業者」の事例収集 「九州のがんばる女性農業者」（意欲的に経営を展開している女性の事例等）を収集し、九州農政局ホームページ「女性の活躍を応援します!」で紹介する。 (2) 「男女共同参画週間」（6/23～6/29）のPR 「男女共同参画週間」に合わせ、消費者の部屋において、上記にて収集した事例の紹介や、農業女子プロジェクトのパネルを展示し、九州地域における農業への女性の参画を推進する。	経営支援課 消費生活課 各県拠点

(3) 消費・安全部消費生活課が実施する「アイランド九州ランチ」への参画 「男女共同参画週間」に合わせ、消費生活課及び食堂事業者と連携し、九州の女性農業者が育てた農産物を食堂のメニューに使用し、生産者の顔が見える取組として女性農業者の活躍をアピールし、農山漁村の男女共同参画について考えてもらうきっかけとする。	
Ⅲ 九州農政局職員に対する意識啓発、働きやすい環境の整備	
Ⅰ 仕事と生活の両立に向けた取組の推進 (1) 職員の働き方の改善等を通じた取組の推進 「農林水産省女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、フレックスタイム制、早出遅出勤務制度の計画的活用呼びかけなど、九州農政局職員すべての働き方の改善等を通じた仕事と生活の両立に向けた取組を推進する。 (2) 意識啓発研修の実施 職員に対し、男女共同参画推進、ワークライフバランス推進に係る意識啓発研修を行う。 (3) 「いい夫婦の日」等にあわせた意識啓発の実施 毎年、11月22日の「いい夫婦の日」にあわせて、ワークライフバランス推進のための意識啓発を行う。(取組の詳細は職員男女共同参画推進部会を開催し決定。)	九州農政局職員男女共同参画推進部会 総務課
2 女性職員の採用・登用の拡大 「農林水産省女性活躍とワークライフバランスの推進のための取組計画」等に基づき、女性の登用・採用の拡大を着実に実施する。 総務課が実施する行政実務研修等において、男女共同参画に関する講義を実施するとともに、人事院が主催する各種研修へ職員を派遣する。	総務課